

2019年8月1日

安全衛生協力会々員 各位

株式会社 淺 沼 組

「労災上積み保険（法定外補償保険）」加入について

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標題につき弊社の工事請負をお願いする取引先様に対し労働災害に被災した場合の補償金支出に備えるため、「労災上積み保険（法定外補償保険等）」のご加入を平成22年7月1日より発注（見積）条件書に定め、早いもので9年余りが経過致しております。年数の経過により現在取引先様にご加入されている保険が弊社の定める条件を満たしていない場合も考えられることから、再度確認作業をさせて頂きたくご理解、ご協力頂きます様よろしくお願い致します。

敬具

記

1. 摘要事項

- (1) 平成22年7月1日より弊社が発注する全ての工事を対象としております。
- (2) 上記年月日より、労災上積み保険の加入が弊社との取引に必要となっております。
- (3) 未加入の取引先様との取引に際しては、労災上積み保険の加入手続き等を確認できる書類の提出が必要となります。

2. 対象となる取引先様等

- (1) 弊社発注工事を請負う全ての取引先様が対象となります。
- (2) 単純資材納入、単純リース、経費関連等労務が伴わない業種は対象外となります。

3. 加入条件

(1) 保険の種類

- 1) 政府労災の適用に連動して保険金が支払われる法定外労災補償制度である労働災害上乗せ保険（「労働災害総合保険」等）とします。
- 2) 「建設共済」等も可とします。
- 3) 生命保険及び傷害保険（経営事項審査適用傷害保険は除く）は不可とします。
（1人親方や個人事業主については傷害保険の加入で可としますが、政府労災特別加入や保険金額等の条件が付きます）

(2) 補償対象者

一次協力会社（弊社との直接取引先）ならびに一次協力会社の関連下請負会社の全ての従業員を対象とすること。

(3) 保険金額および補償範囲等

- 1) 死亡および後遺障害（1～3等級）補償保険の補償限度額は1,000万円以上とし、且つ後遺障害7等級までを担保すること。
注1) 1人親方や個人事業主が加入する傷害保険も上記条件とします。
注2) 複数の保険に加入の場合は合算した保険金額が上記条件の保険金額を上回れば可とします。
- 2) 後遺障害等級8等級～14等級の付保については任意とします。

4. 契約内容等の確認窓口について

保険商品の特殊性から誠に勝手ながら浅沼建物株式会社（弊社子会社）にて対応させていただきます。

5. 手続方法について

別紙の「上乗せ労災保険等関係資料送付状」に記載の資料を8月30日（金）の期限日迄にお送り下さい。

【提出先】

浅沼建物株式会社

大阪本店 TEL 06-6647-8830 FAX 06-6647-8831（担当者：池上・川崎）

Mail tatemono-hn@asanuma.co.jp

管轄：大阪本店、九州支店、広島支店、名古屋支店

東京支店 TEL 03-5232-5896 FAX 03-5232-5897（担当者：浦島・藤本）

Mail tatemono-tk@asanuma.co.jp

管轄：東京本店、東北支店、北海道支店

なお、当件に関するお問合せは弊社、安全部にお願いします。

安全品質環境本部 安全部（大阪）TEL 06-6585-5546（担当者：小田）

安全品質環境本部 安全部（東京）TEL 03-5232-5877（担当者：丸山）

以上